

告 示

埼玉県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年三月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百五十二号桜木大成二号線

三 事業施行期間

令和七年三月七日から令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区桜木町三丁目及び大成町一丁目地内

ロ 使用の部分

なし